平成２４年（フ）第６４５４号
大阪府守口市菊水通１丁目７番25―209号
債務者　寺西　月美
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４６０号
大阪市西成区天下茶屋東２丁目２番32号　月見荘201号
債務者　島津　和奈（旧姓川口・小島）
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４６７号
大阪市阿倍野区丸山通１丁目２番47号　フィリスコート305号
債務者　米山　　毅
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７５号
長崎県雲仙市国見町土黒乙71番地、前住所神奈川県川崎市多摩区長尾６丁目２番１号　三菱自動車多摩寮
債務者　黒田　直志
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第１７６号
山口県下関市山の田北町４番W―205号　県営住宅
債務者　江藤　一幸
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第７９３号
北九州市小倉北区下到津４丁目８番24―305号
債務者　田中　真哉
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５４号
島根県浜田市旭町丸原380―15　島根あさひ社会復帰促進センター内、住民票上の住所大阪府堺市堺区大浜南町３丁１番43―509号
債務者　巣張　寿貴
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第１７９号
山口市下小鯖2503番地６　米本ビル301
債務者　大田　悦子
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１２８１３号
神奈川県川崎市高津区梶ケ谷３丁目９―30、開始決定時の住所神奈川県川崎市高津区末長437―１―D―504
破産者　伊藤　　学
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９９号
東京都練馬区石神井台２丁目１―14―201
破産者　渡邊　智明
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１４号
東京都世田谷区上北沢４丁目18―19―706
破産者　岩田　　健
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５０９号
東京都昭島市拝島町２丁目８番４号
破産者　株式会社野島造園
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１８８号
東京都渋谷区千駄ケ谷１丁目11―２―504
破産者　濱島　辰朗
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３８９号
茨城県つくば市上原410―１
破産者　沼尻　　昭
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５１１号
静岡県伊東市岡378―１サニークレスト２―204、開始決定時の住所神奈川県川崎市宮前区鷺沼１丁目23―２　パークハイム鷺沼１丁目212
破産者　野上　正昭
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５４７号
東京都足立区梅島１丁目４番13号
破産者　有限会社三樹製作所
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８６１号
東京都江東区北砂３丁目５番41号
破産者　ファースト建設株式会社
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８６３号
東京都江東区北砂３丁目５―41―227
破産者　山中　一弘
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８６４号
千葉県館山市北条2158番地の４
破産者　株式会社房総ホーム
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部